

京都市告示第 38 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、先斗町界わい景観整備地区内において重要界わい景観整備地域を指定しましたので、同条第2項の規定において準用する条例第24条第2項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

- 1 先斗町界わい景観整備地区における重要界わい景観整備地域を定める土地の区域
京都市中京区梅之木町，松本町，下樵木町，鍋屋町の各一部
- 2 関係図書の閲覧場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市景観部景観政策課

(都市計画局都市景観部景観政策課)